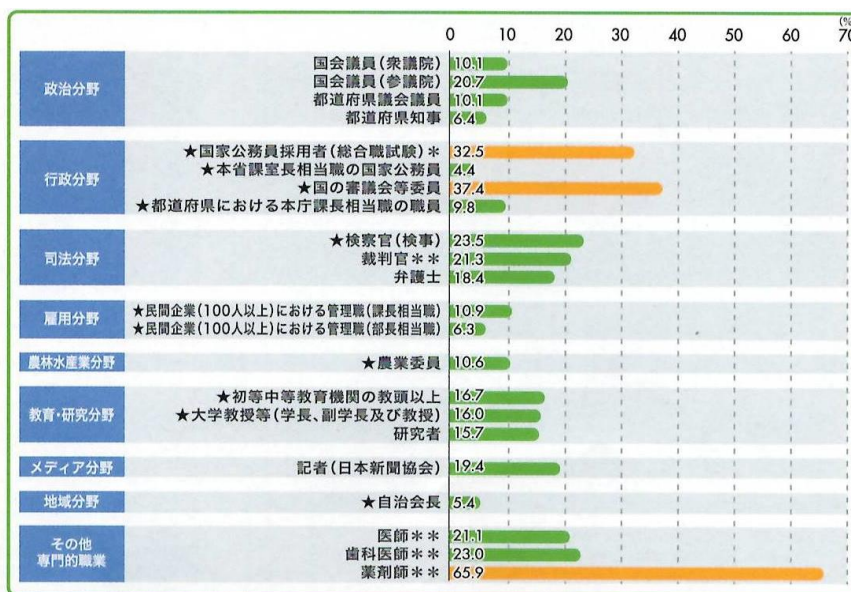


男女共同参画社会をつくる ～男女共同参画に関するQ&A～

Q49 政策・方針決定過程への女性の参画の現況を教えてください。

A49 (1) 各分野における「指導的地位」に占める女性の割合

社会のあらゆる分野において、2020年までに指導的地位*に女性が占める割合を少なくとも30%程度とする目標を設定し、取組を進めており、その水準は依然として低いものの、30%を達成している分野もできています。



※「指導的地位」の定義

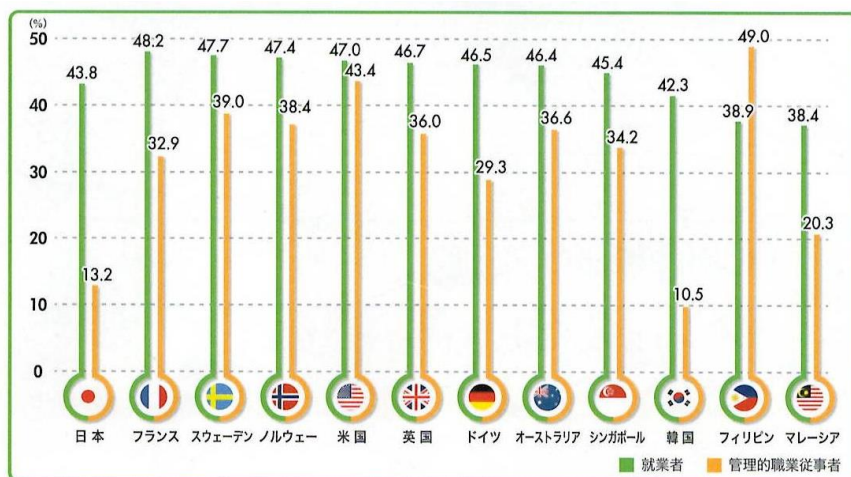
- ① 議会議員
- ② 法人・団体等における課長相当職以上の者
- ③ 専門的・技術的な職業のうち特に専門性が高い職業に従事する者

【備考】

1. 内閣府「女性の政策・方針決定参画状況調べ」(平成29年12月)より一部情報を更新。
2. 原則として平成29年値。ただし、*は平成30年値、**は平成28年値。
- なお、★印は、第4次男女共同参画基本計画において当該項目が成果目標として掲げられているもの。

(2) 就業者及び管理的職業従事者に占める女性の割合(国際比較)

就業者に占める女性割合に比べ、管理的職業従事者に占める女性の割合は、国際的に見て低い水準にとどまっています。



【備考】

1. 総務省「労働力調査(基本集計)」(平成29年)、その他の国はILO「LOSTAT」より作成。
2. 日本、スウェーデン及びノルウェーは2017(平成29)年、韓国及びシンガポールは2015(平成27)年、米国は2013(平成25)年、その他の国は2016(平成28)年の値。
3. 総務省「労働力調査」では、「管理的職業従事者」とは、就業者のうち、会社役員、企業の課長相当職以上、管理的公務員等。また、「管理的職業従事者」の定義は国によって異なる。